

ID: 388

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	駐車場使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	市立芦屋病院使用料及び手数料条例 第5条
例 規 番 号	昭和27年条例第24号
【根拠条文】 (減免) 第5条 前2条に規定する使用料及び手数料は、管理者が必要と認めるときは、減額又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び市立芦屋病院使用料及び手数料条例施行規程第5条の規定による。 (使用料等の減免) 第5条 条例第5条に規定する使用料等の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合において、全額を免除するものとする。ただし、第6号及び第7号に該当する場合の駐車場使用料の減免は、駐車時間が2時間までの駐車場使用料に相当する額を限度とする。 (1) 本市に住所を有する者で、使用料等を納付する資力がないものと管理者が認めたとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者が文書料を納入するとき。 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はその介護者が運転する自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (4) 外来での化学療法、手術、人間ドック等のために来院した患者等で、医師等が必要と認めたものが運転する自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (5) 看取り又は遺体の引取りの際に自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (6) 外来受診のために患者又は介助者等が運転する自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (7) 入退院時の送迎のために患者の家族が運転する自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (8) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めたとき。 2 使用料等の減免を受けようとする者は、申請書を提出しなければならない。ただし、前項第3号から第8号までの規定によるときは、申請書によらないことができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-----------	---------------	-------------